

学校感染症と出席停止について

学校保健安全法第19条の規定により、下記の感染症に罹患したと医師の診断を受けた場合、校長の判断により出席停止となります。

感染の疑いがある場合には速やかに病院受診してください。受診後、医師から「学校感染症」と診断を受けた場合は、定められた期間休養しなければなりません。また、治って登校する際には、「治癒したので登校してもよい」という医師の許可を受け『出席停止報告書』を提出してください。

ご理解とご協力をよろしくお願いします。

種別	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱・ペスト 等	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(新型インフルエンザ等感染症をのぞく)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症(0-157) 感染性胃腸炎(ノロウイルス)	医師の許可があるまで